

飯山市消防団員の処遇等検討委員会

【参考資料】

R4.8.30 現在

目 次

○検討会最終報告書	1
○消防団員の報酬等の基準の策定等について	1 7
○飯山市消防団の設置等に関する条例	2 2
○飯山市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例	2 3
○飯山市消防団規則	2 7
○飯山市消防団組織図	3 3
○飯山市消防団分団比較一覧表	3 4
○飯山市消防団各分団年齢別団員数	3 5
○飯山市消防団災害（火災）出動計画	3 6
○消防長・消防団長申し合わせ消防団相互応援区域	3 7
○特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例	3 8
○飯山市消防団員の防災出動手当に関する条例	4 0
○飯山市消防団員の防災出動手当に関する条例施行規則	4 2

「消防団員の処遇等に関する検討会」 最終報告書

令和3年8月

消防団員の処遇等に関する検討会

はじめに

消防団員数の減少が危機的な状況となっている。

全国の消防団員数は、平成30年度から2年連続で1万人以上減少し、令和2年4月1日時点で81万8,478人となっており、このままでは80万人を切るのも時間の問題である。

他方で近年、災害が多発化・激甚化していることもあり、消防団員一人ひとりの役割が大きくなっている現状に鑑みると、団員の労苦に報いるための適切な処遇のあり方や、より幅広い、今の時代に合った団員確保策を検討する必要があるという考えのもと、昨年12月に消防庁において本検討会を発足させ、これまで計7回にわたる議論を行ってきた。

本検討会においては、まずは前半に、消防団員の適切な処遇のあり方、具体的には、出動に応じて支払われるいわゆる「出動手当」と、個々の出動とは別に消防団員に対し年額で支払われるいわゆる「年額報酬」について検討した。また、団員本人に支給される出動手当・年額報酬等とは別に、消防団の運営に必要な経費のあり方についても検討した。これらの内容について、一定の方向性について合意を得たことを受け、本年4月9日に中間報告書を取りまとめたところである。

中間報告書の取りまとめ後、改めて、総論としての消防団を取り巻く社会環境の変化と消防団に与える影響、消防団の存在意義・役割とともに、個別論点として消防団に対する理解の促進、幅広い住民の入団促進、平時の消防団活動のあり方といった事項について、引き続き議論を深めてきた。中間報告書及びこれまでの議論を踏まえ、ここに結論として最終報告書を取りまとめる。

本報告書を踏まえ、全国各地において消防団員の処遇改善をはじめとして、社会環境の変化に対する消防団の適切な対応等が進み、団員数の確保、ひいては地域防災力の一層の充実・強化につながることを切に期待したい。

令和3年8月

消防団員の処遇等に関する検討会
座長 室崎 益輝

「消防団員の処遇等に関する検討会」最終報告書

(目次)

序. 検討の趣旨	3
I. 消防団の現状	3
1. 消防団を取り巻く社会環境の変化と消防団に与える影響	3
(1) 若年層の入団者数の大幅な減少等	
(2) 消防団活動の多様化 (多様な個性を有する住民の参画の必要性)	
(3) 若年層の価値観の変化	
2. 消防団の存在意義・役割	4
(1) 消防団の存在意義	
(2) 各市町村における消防団の役割の検討	
II. 今後の消防団運営に当たり取り組むべき事項	5
1. 報酬等の処遇改善	6
2. 消防団に対する理解の促進	6
(1) 消防団活動に対する社会的な認識、理解	
(2) 消防団員の加入促進広報	
(3) 消防団全体のイメージアップ	
3. 幅広い住民の入団促進	8
(1) 被用者の入団促進	
(2) 女性の入団促進	
(3) 学生の入団促進	
(4) 将来の担い手育成	
(5) 新たな社会環境に対応する団運営	
4. 平時の消防団活動のあり方	12
(1) 地域の実態に即した災害現場で役立つ訓練	
(2) 操法本来の意義の徹底	
(3) 操法大会のあり方	
5. 装備等の充実	14
おわりに	15
開催要綱	16
委員名簿	17
附属資料	
別添1 報酬編	
(「消防団員の処遇等に関する検討会」中間報告書(令和3年4月9日)抜粋)	
別添2 「消防団員の報酬等の基準の策定等について」(令和3年4月13日付け消防地第171号消防庁長官通知)	

序. 検討の趣旨

我が国は、その自然的条件から各種の災害が発生しやすい特性を有しており、近年では、未曾有の大災害である平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震、平成30年7月豪雨（西日本豪雨）、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨など地震・豪雨等による災害が毎年のように発生している。

こうした災害の発生時には、多くの消防団員が即時に出動し、災害防除活動、住民の避難誘導・支援、被災者の救出・救助等に当たっている。地域を熟知した消防団員による活動は、多くの人命を救うなど大きな成果を挙げており、住民からも高い期待が寄せられている。本検討会においても、直近の事例として、令和3年2月に発生した栃木県足利市における林野火災で多くの消防団員が献身的に消火活動に当たったことが報告された。

また、自らも被災しながら危険な現場において行われる献身的な活動は高く評価されている。多くの消防団員が殉職、犠牲となった東日本大震災後、議員立法で制定された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年法律第110号）では、今後も自然災害の頻発が懸念されることを念頭に、消防団は「将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であること」が明記されている。

同法の趣旨を踏まえ、全国の市町村、消防団関係者において、消防団の強化、地域防災力の充実に向けた懸命の努力がなされているところであり、敬意を表するものである。しかしながら、人口減少、高齢化が進む我が国にあって消防団を取り巻く情勢は一層厳しさを増している。このような中、住民一人ひとりの命を守る消防団をどのように充実強化していくのか、現状や取り組むべき事項について、以下のとおり分析、検討した。

I. 消防団の現状

1. 消防団を取り巻く社会環境の変化と消防団に与える影響

(1) 若年層の入団者数の大幅な減少等

序で述べたとおり、消防団は、我が国の防災体制において、地域に密着した「地域防災力の中核」として極めて重要な役割を担っているが、団員数は減少が著しく、危機的な状況となっている。

近年は、退団者数が横ばいなのに対し、入団者数の減少が著しく、特に、20代の入団者数がここ10年間で約4割減少、30代も約2割減少するなど、若年層の入団者数の減少が、団員数減少の大きな要因となっている。特に災害が多発化・激甚化し、消防団の役割もさらに多様化し重要なものとなっていることから、若年層の消防団への新規加入者の増加は、喫緊の課題である。

他方、少子化の進展により、若年層そのものが減少していることに加え、被用者の割合が年々増えていることに伴い、消防団に占める被用者の割合も増加している。昭和40年度には26.5%、昭和60年度には54.5%だった消防団員に占める被用者の

割合は、令和2年度には73.9%まで増加した。とりわけ若年層にとっては、雇用者の理解なくして入団することは難しく、また、家族等の理解もこれまで以上に必要となっている。

消防団員数の確保に当たっては、社会環境の変化に合わせ、消防団を若年層や被用者がより参加しやすいものとし、また雇用者である企業や家族等を含めた社会全体の理解をより得ていく必要がある。

(2) 消防団活動の多様化（多様な個性を有する住民の参画の必要性）

様々な地域が存在し、さらに災害が多発化・激甚化している中、消防団に求められる役割も自ずと多様化してきている。

多発化・激甚化する災害に適切に対応するため、これまでも、各関係者が様々な取組を行っているところであるが、今後更なる消防団の人的体制の整備と活動環境の改善が重要であり、女性消防団員や学生消防団員等も含めた多様な人材を確保することが必要である。また、消防団が常備消防や市町村の防災部局、警察や自主防災組織など防災を担う様々な主体と、教育・研修・訓練の場面を含め連携し、各主体が適切に役割分担しながら防災に取り組み、地域防災力を充実強化していくことが必要となる。

その前提として、まずは改めて、消防団の存在意義・役割や他の主体との違いを踏まえ、今後の消防団のあり方や運営を考える必要がある。

(3) 若年層の価値観の変化

一般に若年層の価値観がより家庭やプライベートを優先する方向に変化してきていると言われている。例えば、平成30年版子供・若者白書「就労等に関する若者の意識」によると、仕事より家庭・プライベートを優先したいという若者は、前回調査（平成23年度）に比べ10ポイント以上高く、男女とも半数を超えている。また、令和3年版男女共同参画白書によれば、共働き世帯は年々増加しているほか、男性の育児休業取得率も近年上昇している。

「団活動は厳しく負担が重い」「そのような消防団のイメージは、変化する世帯構成・就労形態や、若年層の価値観に合わないものであり、若年層の消防団の加入意欲の低下につながっている」との指摘がある。

消防団の将来を担う若年層がそうしたイメージを抱いているのであれば、そうしたイメージを払拭し、消防団の存在意義や役割を十分に理解してもらい、ひいては消防団への加入につながるよう、広報のあり方を含め見直していく必要がある。

2. 消防団の存在意義・役割

社会環境の変化に消防団がどのように対応するかの議論の前提として、まずは改めて、消防団の存在意義・役割を整理する必要がある。

(1) 消防団の存在意義

消防団の存在意義として、従来から、主に以下の点が挙げられている。

- ・地域密着力・要員動員力・即時対応力という3つの特性を有する地域防災力の中核
- ・常備消防とともに「公助」を担いつつ、地域における「共助」の一翼を担う存在

社会環境が変化していく中でも、このような消防団の存在意義は不変であり（むしろ「公助」として担う範囲も含め大きくなっている）、引き続き、地域防災力の中核として、消防団という存在は継承されていかななくてはならないことは言をまたない。

また、消防団は、地域住民が主体となる組織であるという点で、同じく地域防災力を担う他の主体である、自主防災組織等と共通する点があるが、それらの組織等が各自の自主性に依拠するものであるのに対し、消防団は消防組織法において、

- ・市町村の消防については、条例に従い、市町村長がこれを管理する
- ・消防団長が消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する

と規定されるなど、消防機関の一つであり、指揮命令系統がはっきりしているという大きな特徴と意義を有している。

このように、消防団は、いかなる災害に対しても、組織的に活動できるという特性を活かしながら、常備消防・自主防災組織・地域住民等と適切に連携し、活動すべき存在である。

(2) 各市町村における消防団の役割の検討

その一方で、消防組織法上、消防に関する責任は、市町村に帰属することとされていることから、多発化・激甚化する各種の災害に対し、消防団が常備消防や自主防災組織等と連携しつつ具体的にどのような役割を果たすべきか、また、そのために平時において消防団がどのような活動を行うべきかについては、各地域の実情に応じて、各市町村で引き続き十分に検討していく必要がある。

また、国や都道府県は、各市町村の検討に資するよう、各地域における多様な消防団活動について、情報収集・情報提供を行うべきである。

II. 今後の消防団運営に当たり取り組むべき事項

I-1で述べた社会環境の変化に対応するとともに、I-2で述べた消防団の存在意義や役割を実現するため、消防団に求められる事項は多岐にわたる。これらの事項についてはこれまでも様々な取組を行ってきたところであり、国や都道府県、市町村は、それぞれの事項について引き続き更なる検討や取組を深めることが重要である。

1. 報酬等の処遇改善

本検討会においては、まずは前半に、報酬等の処遇改善について検討した。それは、これらの改善が団員本人の士気向上に繋がることはもちろん、消防団活動に対する家族等の理解を得るためにも不可欠だと考えられるためである。とりわけ出動手当については、災害時の出動のように自らも危険であるにもかかわらず地域住民の安全・安心を守るために行われるものに対しては相応の処遇をすべきであるという問題意識のもと、その適切なあり方について深く検討を行ったところである。また、団員本人に支給される出動手当・年額報酬等とは別に、消防団の運営に必要な経費のあり方についても検討した。その内容については、令和3年4月9日に中間報告書として取りまとめたところである。この内容を抜粋し、別添1「報酬編」としており、その内容についてはこちらを参照されたい。

中間報告書を受け、消防庁において、「非常勤消防団員の報酬等の基準」が4月13日に策定され、各地方公共団体に対し通知された（「消防団員の報酬等の基準の策定等について」（令和3年4月13日付け消防地第171号消防庁長官通知））。この内容については、別添2としており、参照されたい。なお、この消防庁の基準では、中間報告書において「1日当たり7,000～8,000円程度を、支払うべき標準的な額として定めることが適当である」としていた出動報酬の額について、1日当たり8,000円を標準としたことは特筆すべき点であり、国においてはそれを踏まえた財政措置を講じることが重要である。

また、中間報告書及び消防庁長官通知の内容については、消防庁において、都道府県等に対し積極的に説明会を開催するなど、その内容の周知に努めているものであり、今後、各市町村においては、これらに沿って消防団員の処遇のあり方を速やかに見直されたい。

2. 消防団に対する理解の促進

(1) 消防団活動に対する社会的な認識、理解

これまで述べたように、消防団は地域住民の生命、身体、財産を守るために必要不可欠な存在であり、その活動は、団員一人ひとりの献身的な努力によって支えられている。今後、取り組まなければならない事項は多岐にわたるが、消防団の存在意義、団員一人ひとりの活躍について、社会的な理解を深めていくことは非常に重要である。

例えば、近年の風水害においても、消防団は警戒段階から危険が予測される箇所のパトロールなどに出動し、異常を察知すればいち早く住民避難を呼びかけ、安全に避難誘導するなど、地味ながら住民の生命を守るために重要な役割を果たしている。また、大規模な林野火災において、住家への延焼を防ぎ、人的・物的被害を最小限に抑え鎮圧するためには、多くの人員を動員する必要があるが、常備消防だけでは到底対応できない。飛び火警戒、多くの箇所に点在する火種の完全消火など消防団員による活動は不可欠である。

こうした地域の安全、安心に欠くことのできない消防団活動について、多くの国民に認識いただき正当に評価いただくことが、これからの取組全体を推進していくうえで必要である。災害時に限らず、平時から様々な地域活動等に参加するなど、消防団の存在意義や役割について地域住民にアピールするため努力を重ねている団も多く存在するが、厳しい財政状況の中、Ⅱ－１で述べた報酬等の処遇改善を行うことについて理解を得るためにも、こうした社会的な評価は重要である。また、現在活動している団員にとっては、処遇改善と併せて、地域社会から感謝されること、それを実感できることが、家族の理解やモチベーション向上につながる。何よりも、住民が消防団の役割や活動に意義を見出し、協力、参画しようと思えることがその前提となり、ひいては今後の団員確保につながるものと考えられる。

こうしたことを念頭に以下の各取組を行っていくべきである。

(2) 消防団員の加入促進広報

ア 現状

消防団員への加入を促進する広報については、これまでも、消防庁の消防団オフィシャルウェブサイトの各種コンテンツ、入団促進キャンペーン、PRムービーコンテスト、各市町村の広報誌等により実施されている。このことにより、消防団という存在自体の認知は進んでいるものの、消防団への加入が進んでいないのは、消防団の存在意義や役割、やりがいや処遇等が住民に対し十分に伝わっていないことが原因の一つと考えられる。

イ 消防団の存在意義や役割、やりがいや処遇等が伝わるような広報の展開

そのため、まずは、ホームページ・広報誌等、国や各地方公共団体が保有する既存の広報媒体を活用し、消防団が災害時に活躍している姿や実績、団員の声などを写真や動画で掲載したり、団員の報酬等について掲載したりするなど、多くの住民に対し消防団の存在意義や役割、やりがいや処遇等が伝わるような広報を積極的に行うべきである。

ウ オンライン加入フォームの整備

また、加入したいと思った人がすぐ加入できるよう、いつでも入力可能なオンラインの加入フォームを各市町村において整備することも、加入促進に向けた有効な選択肢の一つと考えられる。

エ SNSの活用の検討

若年層の新規入団者の確保のために、若年層の主な情報入手手段がSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）であることを踏まえ、国や地方公共団体における消防団員の加入促進広報においても、SNSの積極的な活用を検討すべきである。ただし、SNSを活用する際は、SNSが双方向のコミュニケーションツールであることから、広報内容に団活動の実態が伴っていないと、批判的なコメント等を通じ、却って消防団のネガティブな情報が拡散されてしまうおそれがあるので注意が必要である。

(3) 消防団全体のイメージアップ

ア 現状

消防団全体のイメージアップについては、これまでも、総務大臣感謝状・消防庁長官表彰をはじめとした各種表彰事業や、(公財)日本消防協会による消防団応援の店や消防応援団等の取組、また、操法大会で優勝した団員の家族に対し感謝状を贈呈する自治体の取組などを通じ、一定の効果を得てきている。

イ 消防団のイメージ向上、社会全体で消防団を応援していこうという雰囲気作り

消防団が円滑に活動していくためには、社会における消防団の地位の向上、すなわち消防団のイメージをより良いものとし、社会全体で消防団を応援していこうという雰囲気を作っていくことが肝要である。

今までの取組を引き続き行いつつ、あわせて多発化・激甚化する近年の災害に対応し地域の安全・安心を守るために活躍する消防団の姿をアピールし、消防団のイメージの向上を図っていく広報をさらに充実させるべきである。

3. 幅広い住民の入団促進

被用者、女性、学生等は、今後の消防団運営において大きな役割を担う層である。

当該層の入団を促進するため、消防庁がこれまで行ってきた各種取組の深化や、各団体が行っている先進的な取組を参考に、各市町村は積極的な入団促進を行うべきである。

例えば、多様な住民が消防団に参画するためには、基本団員の充実を前提としながらも各団員の得意分野を活かせる機能別団員や機能別分団の創設が有効であると考えられることから、さらに積極的に推進していくべきである。

(参考) 機能別団員の数

平成22年：7,706人 → 令和2年：26,095人 (いずれも4月1日時点)

(参考) 機能別団員・機能別分団の例

- ・大規模災害団員 (機能別団員)

自主防災組織等で防災活動を中心に担う地域住民が団員となり、大規模災害時に地域住民への情報伝達や避難誘導等を速やかに行う役割を担う。

- ・応急手当普及団員 (機能別団員)

応急手当普及員の資格を有し、消防団員への普通救命講習を実施するなど、応急手当の普及啓発活動について専門的な役割を担う。

- ・元消防職員分団 (機能別分団)

元消防職員で構成し、専門的な知見を活かし、基本分団等への指導・協力等を行う役割を担う。

(1) 被用者の入団促進

ア 現状

消防団員に占める被用者の割合は年々増加している。

(参考) 全消防団員に占める被用者の割合 令和2年：73.9%

※平成12年：68.2% 平成22年：70.5% (いずれも4月1日時点)

被用者の入団促進には、企業の理解の促進が前提となるため、国や都道府県、市町村は、企業に対する働き掛けにより一層取り組むべきである。

イ 消防団協力事業所表示制度の活用

消防団協力事業所表示制度は、平成18年に導入されて以降、導入市町村数は年々増加し、令和2年4月1日時点で1,329となっている。企業の消防団活動への理解を醸成するために、消防団協力事業所表示制度は有効と考えられ、未導入の市町村においては、これまでも消防庁から通知されているとおり、速やかに導入を進めるべきである。

さらに、既に複数の県で導入されている消防団協力事業所に対する法人事業税等の減税措置など、企業側のインセンティブについて都道府県や市町村における検討を改めて促すなど、国においても取組を進めるべきではないか。

ウ 都道府県の主体的関与

また、市町村域を超えて通勤等する人がいるため、企業の消防団活動への理解の醸成は、市町村が主体となるだけでは限界がある。

そのため、特に被用者の入団促進に当たっては、商工団体等に対する働きかけなど、都道府県も主体的に関与すべきである。

(2) 女性の入団促進

ア 現状

女性消防団員数は一貫して増加しているものの、未だその数は少ないのが現状である。

(参考) 女性消防団員数 令和2年：27,200人

※平成22年：19,043人

全消防団員に占める女性の割合 令和2年：3.3%

※平成22年：2.2%

女性消防団員がいない消防団数 令和2年：548団/2,199団

※平成22年：1,081団/2,275団 (いずれも4月1日時点)

イ 女性消防団員の活動事例の周知

女性消防団員は基本団員としての活動のほか、高齢者宅を訪問しての火災予防活動や、市民を対象とした応急手当講習など、幅広い分野で活躍している。

国においては、全国女性消防団員活性化大会の開催等を通じ、女性消防団員の活躍を周知しているが、より積極的に女性消防団員の活動や活躍の好事例を収集し、

市町村に情報提供するべきである。例えば、検討会において委員から紹介のあった、子供がいる女性消防団員の声を反映し、訓練に子供を連れてこられるように工夫した事例や、女性消防団員による新しい活動の開拓の事例などが考えられる。

また、多様な住民が参加しやすい消防団となっていくためにも、現在、女性消防団員がいない消防団は、これまでも消防庁から通知されているとおり、速やかに加入を進めるべきである。

ウ 環境整備

女性消防団員が活動しやすいよう、例えば緊急防災・減災事業債を活用した、消防団拠点施設の増強の一環としての女性用更衣室の整備等を通じ、更なる環境整備に努めるべきである。

エ 個性に応じた消防団の実現

女性の加入促進に取り組みながら、今後は、ジェンダーに関係なく、団員個人がそれぞれの個性・能力を一層発揮できるようにしていくことが求められるであろう。

(3) 学生の入団促進

ア 現状

学生消防団員数は年々増加している。

(参考) 学生消防団員数 令和2年：5,404人

※平成22年：1,804人 平成27年：3,017人 (いずれも4月1日時点)

学生は、現在又は将来の消防団員候補として有力であり、国や都道府県、市町村は、学生の入団促進に取り組むべきである。

イ 学生消防団活動認証制度の活用

学生消防団活動認証制度は、平成26年に導入されて以降、導入市町村数は年々増加し、令和2年4月1日時点で323となっている(参考：大学立地市町村は547)。学生の入団促進に当たっては、そのインセンティブとなる学生消防団活動認証制度が有効であると考えられる。

特に、住民に占める学生の割合が高い大学立地自治体は、これまでも消防庁から通知されているとおり、速やかに学生消防団活動認証制度を導入すべきである。

(4) 将来の担い手育成

ア 少年消防クラブへの幅広い参加

地域防災力の向上のためには、幼い頃からの防災教育の充実が重要であり、少年消防クラブの存在や活動が果たす役割は大きい。少年消防クラブについては、これまでも消防団等から被災経験、災害教訓、災害への備え等について学びつつ、全国少年消防クラブ交流大会やヨーロッパ青少年消防オリンピックも含めた幅広い活動が行われているところであり、こうした少年消防クラブのさらなる活動活性化が期待される。

また、少年消防クラブ員は将来の消防団の担い手として期待されることから、地域の実情を踏まえつつ、さらに年齢制限の緩和等を進め、高校生も含めた幅広い層の参画を促していくべきである。

なお、少年消防クラブの加入対象が男児に限られないのは当然であり（少年法（昭和23年法律第168号）など、法令上の「少年」という文言は性別にかかわらず用いられていると同様）、性別や年齢を問わず幅広い参画を促す観点から、地域の実情に応じて名称変更しても差し支えない旨を周知することとしてはどうか。

イ 高校生に対するアプローチ

（ア）意識啓発の推進

高校生は、未来の消防団を担う層として、学業との両立に留意しつつ、早い段階で、消防団への加入に向けた意識啓発を行うことが重要である。

そこで、高校生に対するアプローチとしては、先進事例を参考にした機能別分団の創設や少年消防クラブの対象年齢引き上げ等の対応による、在学中及び卒業後の消防団への加入を円滑にする意識啓発を推進すべきである。

（イ）都道府県の主体的関与

高校生へのアプローチについては、高校を通じた周知・広報が基本となることから、市町村が主体となる事業のみでは限界があり、都道府県（都道府県教育委員会）が主体となる意識啓発事業の実施を促すべきである。

（参考）都道府県教育委員会が行う意識啓発事業の例

- ・避難訓練時に消防団員を講師として招へいし、講義や放水体験を実施する
- ・総合的な探求の時間等で、地域防災をテーマに消防団員にインタビューする等

実際に、高校生の少年消防クラブ員が多い都道府県では、対象年齢の引上げを要請した消防庁通知や、地域防災力向上のための次世代の人材育成について、地元議会でも取り上げられたことを契機として、各高校に働きかけを行い、クラブが結成されている。

さらに、機能別団員として高校生の入団促進に取り組んでいる市もあり、国から各都道府県に同様の取組を働きかけていくべきである。

また、文部科学省も学校安全の推進のため、消防団を含む防災部局との連携を推奨している。

消防庁においては、高校における高校生の意識啓発事業を円滑に推進する環境整備のために、文部科学省との協議を行うべきである。

（5）新たな社会環境に対応する団運営

ア 団運営の更なる工夫改善

これまでも触れたとおり、近年の災害の状況等に対応して消防団がその使命を果たしていくためには、消防団活動の前提となる防災気象情報の把握、地域の実態に即した防災・減災への活動等、幅広い新たな活動を展開することができる団運営が

必要である。

消防団の運営については、団幹部の方々が中心となりながら、市町村長や市町村の担当部局と密接に連携し、平時・有事を問わず消防団が一丸となり、必要な行動をとることができるよう努力していただいているが、これからの社会環境において消防団がより適切に使命を発揮していくため、さらに随所で工夫改善の努力をすることが必要となる。

イ 団運営における幅広い意見交換

消防団は、一貫した指示のもとに、一致団結して行動を展開する必要があるが、このことについて、近年、特に若い人たちのなかから、上意下達、命令一下が厳しく、自分たちが自由に意見を述べ、団運営に反映させることが難しいという声があるとの指摘もされている。

それぞれの消防団によって様々な実態があると考えられるが、こうした指摘も踏まえつつ、消防団が上述のような幅広い新たな活動を適切に行うためには、それぞれの行動に関する知識をもち、あるいは研究をし、必要な行動をすることに意欲をもつ人材を確保しつつ、消防団全体のなかでこれらの幅広い活動に適切に対応していくため、団内部での幅広い意見交換を十分に行わなければならない。

ウ 市町村・地域住民との連携

消防団が新たな社会環境に対応して活動するための装備や必要経費の確保などのためには、市町村長や市町村の担当部局との連携は不可欠である。一人ひとりの力の発揮による消防団の総合力向上には消防団を挙げてこれを推進し、これらの蓄積のなかから消防団は、地域の安全確保に一層貢献することができるものである。

また、地域防災力の強化が不可欠な環境になっており、地域住民との連携、その過程での十分な話し合いや理解の促進も必要となる。こうした連携等を進めることは消防団の透明性、一体感がさらに強まり、地域住民にとっても身近な頼りになる機関として、参加への関心を高めることにもつながる可能性がある。

4. 平時の消防団活動のあり方

(1) 地域の実態に即した災害現場で役立つ訓練

消防団の活動は危険と隣り合わせであることから、団員の安全確保のためには指揮命令系統の確立と規律の醸成が必要不可欠である。

訓練は、そのために必須のものであり、いわば消防団活動の基本ともいえるべきものである。

特に操法は、消火活動における基礎的な動作をまとめたもので、消防団員が火災現場の最前線で安全に活動するためにも重要なものである。

一方で、近年頻発する豪雨災害などにおいては、消防団員が住民の避難誘導・支援や、逃げ遅れた方の救命ボートによる救助を実施するなど、消防団が果たす役割は多様化している。こうした活動を安全に実施するためにも、風水害や地震、豪雪等、火災以外の災害に対応する訓練の重要性がますます高まっている。

こうした状況を踏まえ、消防庁においては、消防団全体の災害対応能力の向上を図るため、平成26年に「消防学校の教育訓練の基準」を改正するとともに、救助活動に資する「救助用資機材等搭載型消防ポンプ自動車」等を各市町村に無償で貸し付ける事業等を行っている。

各市町村においても、それぞれの地域における消防団の役割を十分果たすために、より地域の実態に即した災害現場で役立つ訓練について様々な工夫が行われているところであるが、引き続き幅広い団員や地域住民などの意見を取り入れつつ、積極的な検討を行うべきである。

また、消防団にとって有効だと考えられる訓練事例等については、国からも情報提供等を行っていくべきである。

一方で、基礎的な操法の訓練に加え、地域の実態に即した多様な災害対応の訓練を充実させるためには、これまでも消防庁から通知されているとおり、団員に過重な負担がかからないよう真に必要な訓練を効率的なスケジュールで実施するなど、地域の実情に応じて創意工夫を図るべきである。

(2) 操法本来の意義の徹底

Ⅱ-4(1)で述べたとおり、操法は消防団員が火災現場の最前線で安全に活動するためにも重要なものであるという意見がある一方、操法大会を前提とした訓練が大きな負担となり、幅広い住民の消防団への参加の阻害要因となっている、という指摘もある。

操法訓練の実施に当たっては、消防技術の習得といった操法本来の意義を徹底して行うことが望ましい。

(3) 操法大会のあり方

消火活動の技術力の高さを競い、ひいては消防団全体の技術の向上を図るため、これまで多数の関係者の長年にわたる献身的努力により、全国、都道府県、市町村など、それぞれの段階で操法大会が運営されてきた。

操法大会については、昭和30年の国の通知において「団体的規律行動の適切と消防技術」の「一層の向上を図る」という操法大会の目的について触れられているとともに、「徒らに出場隊は、勝敗にこだわり、開催の目的に背き、物議をかもすが如きことがないように」という留意点が示されている。このような通知に則した大会運営について、関係者において努力がなされているが、近年、大会を過度に意識した訓練の実施、大会での行動の形式化という指摘がある。これらにも配慮しつつ、適切な大会運営に努める必要があることから、主催者において、先に述べた通知の趣旨を踏まえた点検、随時の見直しを行っていくことが重要である。

全国消防操法大会については、主催者のひとつである（公財）日本消防協会が中心となって、具体的な操法の内容について、パフォーマンス的な動作、セレモニー的な動作については見直すという方向での検討を始めることとしている。

都道府県や市町村の操法大会については、全国大会の見直しの検討状況も踏まえつつ検討を行うべきである。例えば、検討会における事例紹介や意見のように、実際の災害に合わせた装備や内容による大会の実施や、出場隊を輪番制にすることによる毎年の訓練の負担軽減、順位をつけない発表会形式として過度な競技性を抑止するなどの手法が考えられる。

5. 装備等の充実

消防団の役割の多様化に伴い、消防団に対する安全装備や救助用資機材等の配備など、活動内容に見合うよう装備を充実させることが重要である。各市町村においては、消防団に求める役割に見合う装備を充実させるとともに、国や都道府県においては、市町村に対し、平成26年に改正した消防団の装備の基準等を踏まえた装備の充実を促すべきである。

消防庁では、平成30年度からの「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」及びそれに続く令和3年度からの「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の一環として、頻発化する豪雨等を踏まえた消防団の災害対応能力の向上のための資機材整備に取り組んでおり、浸水被害に対応した排水ポンプ、救命ボート、ライフジャケットなどの整備が進んでいる。こうした災害対応時の安全確保に向けた取組を今後も継続的・積極的に行っていくべきである。

また、消防団活動に必要な知識や技術の習得は、消防団の役割の多様化に対応するため必要であり、団員一人ひとりにとって大きなメリットとなるのみならず、ひいては消防団加入のインセンティブとなり、入団者数の増加にも資すると考えられる。国や都道府県においては、消防団員の知識や技能向上に資する取組を充実させるとともに、市町村においては、こうした消防団員の知識や技術の習得に積極的に取り組むべきである。なお、こうした教育・研修の機会においては、消防団や消防部局のみの対応にとどまることなく、自主防災組織の研修等を行っている市町村の防災部局と連携をとることが重要である。

おわりに

地域防災力の中核を担う消防団は、災害が多発化・激甚化する中、ますますその重要性が高まっている。これまで多くの消防団関係者の方々による努力の積み重ねにより、消防団が現在まで受け継がれてきたことについては、高く評価されるべきである。一方で、消防団を取り巻く社会環境が変化し、とりわけ若年層の入団者数が大幅に減少する中、今後も将来にわたって消防団を継承していくために何をすべきか、改めて地域においてしっかりと議論を行う必要がある。こうした地域における議論に向けた契機となるよう、本検討会ではこれまでになく踏み込んだ内容を議論してきたところであり、その旨をご理解いただきたい。

各市町村においては、本報告書の趣旨を十分理解のうえ、消防団運営のあり方等についてしっかりとご検討いただき、また、国や各都道府県においても、必要な取組を実施していただき、地域防災力の充実・強化に努めていただきたい。

本報告書や、これを受けて各関係者が行う取組がその大きな一歩となることを期待してやまない。

消防地第 171 号
令和 3 年 4 月 13 日

各都道府県知事 } 殿
各指定都市市長 }

消防庁長官

消防団員の報酬等の基準の策定等について

消防団は、地域の消防防災体制の中核的役割を果たす存在ですが、消防団員数は2年連続で1万人以上減少しているという危機的な状況であり、今後数年間で80万人を割り込むおそれもある極めて憂慮すべき事態となっています。消防庁では、このままでは消防団員の減少に歯止めがかからず、地域防災力が低下し、ひいては地域住民の生命・身体・財産の保護に支障をきたすという、これまで以上に強い危機感のもと、講ずべき対策を検討するため、「消防団員の処遇等に関する検討会」を開催することとしました。同検討会では昨年12月から本年3月まで、まずは消防団員の適切な処遇のあり方について議論を行ってきたところですが、今般、同検討会における中間報告が別添参考1のとおり取りまとめられました。

消防庁では、中間報告を踏まえ、出動報酬の創設や、年額報酬及び出動報酬の基準の策定、報酬等の団員個人への直接支給の徹底、消防団の運営費の適切な計上など、消防団員の処遇の改善に向け今後必要な措置として取り組むべき事項や留意事項を下記のとおり取りまとめました。

つきましては、市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）にあつては、本通知の内容や、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第13条において「国及び地方公共団体は、消防団員の処遇の改善を図るため、出動、訓練その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう、必要な措置を講ずるものとする」とされていることを踏まえて適切に取り組んでいただくとともに、都道府県にあつては、貴都道府県内の市町村に対して、消防団員の処遇の改善等について積極的な取組を行うよう周知し、適切に助言されるようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 1 消防団員の処遇の改善を図るため、別紙1のとおり、「非常勤消防団員の報酬等の基準」（以下本通知において「基準」という。）を定めたので、この基準及び別紙2の留意点を踏まえ、各市町村において、消防団員の報酬等の見直しを検討すること。
- 2 本来団員個人に直接支給すべき経費（年額報酬や出動報酬等）と、消防団や分団の運営に必要な経費（装備や被服に係る経費、維持管理費、入団促進や広報に係る経費等）は適切に区別し、それぞれを各市町村において適切に予算措置すべきであること。
- 3 各市町村においては、消防団と協議のうえ、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置を実施すること。条例については、令和4年3月末日までに改正し、同年4月1日から施行すること。予算については令和4年度当初予算から必要な額を計上すること。
- 4 基準の制定にあわせ、「〇〇市（町村）消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（例）」（昭和四十年七月一日自消乙教発第七号）を別紙3のとおり改正するので、各市町村においては条例の改正にあたり参考にされたいこと。
- 5 出動報酬の創設に伴う課税関係については、国税庁と協議のうえ、追って消防庁から通知することとしていること。
- 6 出動報酬の創設等に伴い、地方財政措置については、令和4年度から基準等を踏まえて見直しを行う方向で検討することとしていること。

以上

非常勤消防団員の報酬等の基準

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第13条に掲げる必要な措置を実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第1項及び第3項に規定する非常勤消防団員の報酬及び費用弁償に係る基準を次のように定める。

第1 非常勤消防団員の報酬の種類は、出勤回数によらず年額により支払われる年額報酬及び出勤に応じて支払われる出勤報酬の二種類とする。ただし、地域の実情に応じ、このほかの報酬を定めることを妨げない。

第2 年額報酬の額は、「消防団員の階級の基準」（昭和39年消防庁告示第5号）に定める「団員」階級の者については、年額36,500円を標準とする。「団員」より上位の階級にある者等については、市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）において、業務の負荷や職責等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定める。

第3 出勤報酬の額は、災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）に関する出勤については、1日当たり8,000円を標準とする。災害以外の出勤については、市町村において、出勤の態様（訓練や警戒等）や業務の負荷、活動時間等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定める。

第4 上記に掲げる報酬のほか、消防団員の出勤に係る費用弁償については、交通費として支払うものを別途措置する。

第5 報酬及び費用弁償は、消防団員個人に対し、活動記録等に基づいて市町村から直接支給する。

非常勤消防団員の報酬等の基準に係る留意点について

非常勤消防団員の報酬等の基準（以下「基準」という。）に掲げる事項については、以下の点に留意すること。

・基準全体について

この基準は、令和4年4月1日から適用すること。ただし、特に第5の支給方法については、従前より消防庁から助言していることも踏まえ、市町村において前倒しで実施することが望ましいこと。

・第1について

報酬の種類については、報酬が勤務に対する反対給付であることに鑑み、即応体制をとるために必要な作業や消防団員という身分を持つことに伴う日常的な活動に対する基本給的な性格を持つ年額報酬と、出動に対する出動報酬の二種類を定めていること。

なお、年額報酬・出動報酬のうち、以下の金額までの部分については費用弁償であることに留意すること。

- ・年額報酬 5万円
- ・出動報酬（災害に関する出動に係るもの） 1日当たり8,000円
- ・出動報酬（上記以外の出動に係るもの） 1日当たり4,000円

また、当該費用弁償については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第3項に規定する費用の弁償として支払われるものであること。

・第2について

年額報酬の額については、基準に定める標準額を上回る報酬額が適切でないという趣旨ではなく、基準の適用日前に標準額を上回る報酬額を定めている場合には、本通知の処遇の改善を図るという趣旨に照らして検討すること。

また、「団員」より上位の階級にある者や機能別団員等の年額報酬については、市町村において業務の負荷や職責等を勘案して均衡のとれた額を定めること。

・第3について

出動報酬の額については、年額報酬と同様、基準に定める標準額を上回る報酬額が適切でないという趣旨ではなく、基準の適用日前に標準額を上回る報酬額等（出動に係る費用弁償の額を含む。）を定めている場合には、本通知の処遇の改善を図るという趣旨に照らして検討すること。

また、災害以外の出動については、標準額と比較して業務の負荷や活動時間等を勘案して均衡のとれた額を定めること（均衡をとる観点から、警戒・訓練等について、標準額を下回る額を定めることは差し支えない）。

短時間の出動や日付をまたぐ出動、1日に複数回の出動といった場合の取扱いについても、基本的には、業務の負荷や活動時間等を勘案し、標準額と比較して均衡をとりつつ、具体的な取扱いについては、各市町村において定めること。

ただし、大規模災害等で出動が長期間にわたる場合には、出動報酬の支給単位は出動日数に関わらず「1回」とするのではなく、「1日」とすることが適当であること。さらに、この場合の出動報酬の額は、標準額と均衡をとりつつも、市町村の判断で更に引き上げることも差し支えないこと。

・第4について

消防団員の出動に係る交通費として支払う費用弁償については、地域の実情に応じて各市町村において定めることとし、その際には、他の非常勤職員の例によることが適当であること。

・第5について

報酬及び費用弁償については、団員個人に直接支給すること。

団（分団・部等を含む。以下同じ。）経由で団員個人に支給することも、透明性の観点から適切ではなく、団員個人に直接支給すること。

一部の団員については個人に直接支給し、その他の団員については団に支給する等の方法も、団員間の公平性の観点から適切ではなく、団員個人に直接支給すること。

○飯山市消防団の設置等に関する条例

昭和43年4月1日条例第23号

改正 平成21年12月25日条例第26号

飯山市消防団の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、消防団の設置、名称及び区域について定めるものとする。

(消防団の設置、名称及び区域)

第2条 法第9条の規定により、本市に消防団を設置する。

2 前項の消防団の名称及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	管轄区域
飯山市消防団	市の区域全域

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年12月25日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

○飯山市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例

昭和43年4月1日条例第24号

改正 昭和43年10月25日条例第38号 昭和51年12月27日条例第42号 平成3年3月25日条例第13号 平成7年3月20日条例第10号
平成10年6月29日条例第15号 平成12年3月27日条例第3号 平成20年6月27日条例第22号 平成21年12月25日条例第26号
平成22年3月26日条例第11号 令和元年9月27日条例第12号

飯山市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第19条及び第23条第1項の規定により、飯山市の非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第2条 消防組織法第19条第2項に規定する団員の定数は、850人とする。

2 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号）第4条第1項第1号の規定に基づき消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定数は、前項の団員の定数とする。

3 同令第4条第3項の規定に基づき消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金額を算定するために用いる条例定員は、第1項の団員の定数から当該定数のうち次の各号の一に該当するものの合計数を控除した数とする。

(1) 任用期間が5年未満である団員に係るもの

(2) 任用に当たって従事すべき消防事務の範囲が極めて限定されており、かつ、当該消防事務の量、困難性等、団員間の衡平その他の事情に照らして退職報償金を支給することが適当でない団員に係るもの

(任用)

第3条 消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき市長が任命し、その他の団員は、次の各号に掲げる資格を有する者のうちから市長の承認を得て団長がこれを任命する。

(1) 本市の区域内に居住し、又は勤務場所を有する者

(2) 年齢18歳以上の者

(3) 志操堅固で、かつ、身体強健な者

(欠格条項)

第4条 次の各号の一に該当する者は、団員となることができない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくな

るまでの者

(2) 第6条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(3) 6月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者

(分限)

第5条 任命権者は、団員が次の各号の一に該当する場合においては、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

(1) 勤務実績が良くない場合

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれを堪えない場合

(3) 前2号に規定する場合のほか、団員に必要な適格性を欠く場合

(4) 定員の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

2 団員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その身分を失う。

(1) 前条第2号を除く各号の一に該当するに至ったとき。

(2) 第3条第1号の規定に該当しなくなつたとき。

(懲戒)

第6条 任命権者は、団員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、停職又は免職の処分をすることができる。

(1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反した場合

(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

(3) 団員としてふさわしくない非行があつた場合

2 停職は、1月以内の期間を定めて行なう。

第7条 分限及び懲戒に関する処分の手続については、別に規則で定める。

(服務規律)

第8条 団員は、団長の招集によつて出勤し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であつても、水・火災その他の災害を知つたときは、あらかじめ定められたところに従つて出勤し、その職務に従事しなければならない。

第9条 団員がおおむね10日以上居住地を離れる場合は、団長にあつては市長に、その他の団員にあつては団長にその旨を届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限りその地域の団員の半数以上の者が同時に居住地を離れることはできない。

第10条 団員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

第11条 団員は、消防団の正常な運営を阻害し、又は著しくその活動能力を低下させる等の集団的行為を行なつてはならない。

(報酬及び費用弁償)

第12条 団員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年飯山市条例第39号)及び飯山市消防団員の防災出動手当に関する条例(昭和40年飯山市条例第12号)の定めるところによる。

(公務災害補償)

第13条 団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害となつた場合においては、その団員又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して損害を補償する。

2 公務災害補償の額及び支給方法については、飯山市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年飯山市条例第23号)の定めるところによる。

(退職報償金)

第14条 団員(勤務年数が5年未満である者及び第2条第3項第2号の団員に該当する者を除く。)が退職した場合においては、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給する。

2 退職報償金の額及び支給方法については、飯山市非常勤消防団員の退職報償金の支給に関する条例(昭和39年飯山市条例第52号)の定めるところによる。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 飯山市消防吏員及び消防団員に関する条例(昭和33年飯山市条例第20号)は、廃止する。

附 則(昭和43年10月25日条例第38号)

この条例は、昭和43年12月1日から施行する。

附 則(昭和51年12月27日条例第42号)

- 1 この条例は、昭和52年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の飯山市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例第2条の規定の適用については、昭和52年に限り、同条中「1,150人」とあるのは「1,230人」とする。

附 則(平成3年3月25日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年3月20日条例第10号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成10年6月29日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月27日条例第3号）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）による改正前の民法（以下「旧法」という。）の規定による禁治産の宣告を受けた禁治産者は、改正後の民法（以下「新法」という。）の規定による後見開始の審判を受けた成年被後見人とみなす。

3 旧法の規定による心神耗弱を原因とする準禁治産の宣告を受けた準禁治産者は、新法の規定による保佐開始の審判を受けた被保佐人とみなす。

4 前項に規定する準禁治産者以外の準禁治産者に関する本条の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成20年6月27日条例第22号）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成20年10月1日から施行する。

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に団員である者は、第2条第3項各号に規定する団員に該当しないものとみなす。

3 この条例施行の日から平成20年9月30日までの間におけるこの条例による改正後の第14条第1項の規定の適用については、同項中「勤務年数が5年未満である者及び第2条第3項第2号の団員に該当する者」とあるのは、「勤務年数が5年未満である者」とする。

附 則（平成21年12月25日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月26日条例第11号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月27日条例第12号）

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

○飯山市消防団規則

昭和55年12月25日規則第10号

改正 昭和61年3月19日規則第8号 平成9年12月20日規則第26号 平成21年12月25日規則第18号 平成23年3月23日規則第9号
平成27年12月28日規則第26号 平成27年12月28日規則第27号 令和4年2月22日規則第2号

飯山市消防団規則

(趣旨)

第1条 この規則は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第2項の規定により消防団の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(内部組織等)

第2条 消防団の内部組織及び所掌事務は、法令又は条例に定めるものを除くほか、この規則に定めるところによる。

(組織)

第3条 消防団に、団本部及び分団を置く。

2 分団に部を置き、その名称及び管轄区域は、別表のとおりとする。

3 消防団に次の幹部を置く。

団長 1名

副団長 2名

分団長 9名

ラッパ長 1名

救護長 1名

副分団長 9名

部長 42名

班長 176名

(幹部の任免)

第4条 前条第3項の副団長以下の幹部の任免は、市長の承認を得て団長が行う。

(団長の職責)

第5条 団長は、団の事務を統轄し団員を指揮して、法令、条例及び規則の定める職務を遂行し、市長に対してその責に任ずる。

2 団長に事故があるときは副団長が、団長及び副団長ともに事故があるときは、団長の定める順序に従い他の幹部が、団長の職務を行う。ただし、団長が死亡、罷免、退職又は心身の故障によってその職務を行うことができない場合を除いては、幹部の任免を行うことはできない。

(任期)

第6条 団長、副団長、分団長及び副分団長の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

(宣誓)

第7条 新たに団員となった者は、その任命権者の面前において、別記様式の宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行うことはできない。

(水害、火災その他の災害出動)

第8条 消防車が災害現場に赴くときは、交通法規の定めに従うとともに、正当な交通を維持するため必要なサイレンを用いなければならない。ただし、引揚げの場合の警戒信号は、鐘又は警笛に限るものとする。

第9条 災害出動又は引揚げの場合に、消防車に乗車する責任者は、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 責任者は、機関担当者の隣席に乗車すること。
- (2) 団員及び消防職員以外の者を消防車に乗車させないこと。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、交通法規を遵守するほか、乗車員を指揮して事故の防止に努めること。

第10条 消防団は、市長の許可を得ないで、市の区域外の水害、火災その他の災害現場に出動してはならない。ただし、出動の際は、管轄区域内であると認められたにもかかわらず、現場に近くに従って管轄区域外と判明したときは、この限りでない。

(消火及び水防等の活動)

第11条 水害、火災その他の災害の現場に到着した消防団は、設備機械器具及び資材を最高度に活用して、生命身体及び財産の救護に当たり、損害を最小限度に止めて、水害、火災の防御及び鎮圧に努めなければならない。

第12条 消防団が水害、火災その他の災害現場に出動した場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 団長の指揮の下に行動すること。
- (2) 消防作業は、真剣に行うこと。
- (3) 放水口は、最大限度に使用し、消火作業の効果を収めるとともに、火災の損害及び濡損を最小限度に止めること。
- (4) 分団は、相互に連絡協調すること。

第13条 水害、火災その他の災害現場において死体を発見したときは、責任者は、消防長に報告す

るとともに、警察職員又は検視員が到着するまでその現場を保存しなければならない。

第14条 水害、火災その他の災害現場にある責任者は、次の措置を講じなければならない。

- (1) 災害の状況を逐次消防長に報告すること。
- (2) 火災の現場においては、原因の調査に必要な現場保存に努めること。ただし、放火の疑いある場合は、直ちに消防長及び警察職員に通報するとともに、事件は慎重に取り扱い、公表は差し控えること。
- (3) 消防長の命があった場合は、原因の調査に協力すること。

(文書簿冊)

第15条 消防団には、次の文書簿冊を備え、常にこれを整理しておかなければならない。

- (1) 団員名簿
- (2) 沿革誌
- (3) 日誌
- (4) 出動名簿
- (5) 設備資材台帳
- (6) 給貸与品台帳
- (7) 区域内水利地図
- (8) 前各号に掲げるもののほか消防上必要なもの

(設備資材)

第16条 消防団は、次の設備資材を備え、常に使用し得る状態におかなければならない。

- (1) 消防団旗及び分団旗
- (2) 消防ポンプ及び機械器具類
- (3) 消防分団の詰所の施設
- (4) 機械器具置場の施設
- (5) 前各号に掲げるもののほか消防上必要なもの

(教養及び訓練)

第17条 団長は、団員の品位の向上及び実地に役立つ技能の練磨に努め、定期的にこの訓練を行わなければならない。

(事業計画)

第18条 団長は、消防業務遂行に必要な事業計画を作成し、団員に周知しなければならない。

(表彰)

第19条 市長は、消防団又は団員がその職務遂行に当たって、その功労が特に顕著である場合は、

これを表彰することができる。

2 前項の規定により団員を表彰する場合は、団長が行うことができる。

(表彰の種別)

第20条 表彰は、表彰状又は賞状及び記念品を授与して行う。

(感謝状の贈呈)

第21条 市長は、消防団員以外の個人又は団体で次の各号の一に該当する事項につき、その功績顕著な者に対し、感謝状及び記念品を贈呈することができる。

- (1) 水害、火災の予防又は鎮圧
- (2) 消防設備強化拡充についての協力
- (3) 水害、火災現場等における人命救助
- (4) 火災その他の災害時における警戒防御
- (5) 救助に関し消防団への協力
- (6) 前各号に掲げるもののほか市長が特に認めたもの

(訓練、礼式及び服制)

第22条 団員の訓練、礼式及び服制は、消防庁の定める基準による。

(補則)

第23条 この規則の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和56年1月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に、団長、副団長、分団長及び副分団長に任命されている者の任期は、その任命の日から起算して第5条の規定を適用するものとする。

附 則 (昭和61年3月19日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和61年1月10日から適用する。

附 則 (平成9年12月20日規則第26号)

この規則は、平成10年1月1日から施行する。

附 則 (平成21年12月25日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月23日規則第9号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月28日規則第26号)

この規則は、平成28年1月10日から施行する。

附 則（平成27年12月28日規則第27号）

この規則は、平成28年1月10日から施行する。

附 則（令和4年2月22日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、令和4年1月10日から適用する。

（別表）（第3条関係）

飯山市消防団の分団及び部の管轄区域

分団	部	管轄区域
第1分団	1部	県町、新町、上町、金山、南新町、松倉
	2部	栄町、鉄砲町、本町、奈良沢、上倉、福寿町、西山
	3部	肴町、田町、愛宕町、曙町
	4部	北町、神明町、市ノ口、有尾
	5部	堂平、分道、斑尾
	自動車部	分団管内
第2分団	1部	上組、中山根、伍位野
	2部	茂右エ門新田、深沢、飯駒、秋津中央
	3部	荒舟、大久保
	4部	中町、中町北部、北畑
	自動車部	分団管内
第3分団	1部	山岸、其綿、吉
	2部	安田、上新田
	3部	野坂田、坂井
	4部	下木島、天神堂
	自動車部	分団管内
第4分団	1部	戸那子、中組、富田、福島、神戸
	2部	関沢、小菅、針田、笹沢
	3部	柏尾、北原
	自動車部	分団管内
第5分団	1部	南条、笹川、上新田
	2部	藤ノ木、山口、四ツ屋、小佐原
	3部	大川、涌井、堰口、大平、中谷、倉本、滝ノ脇、濁池
	自動車部	分団管内

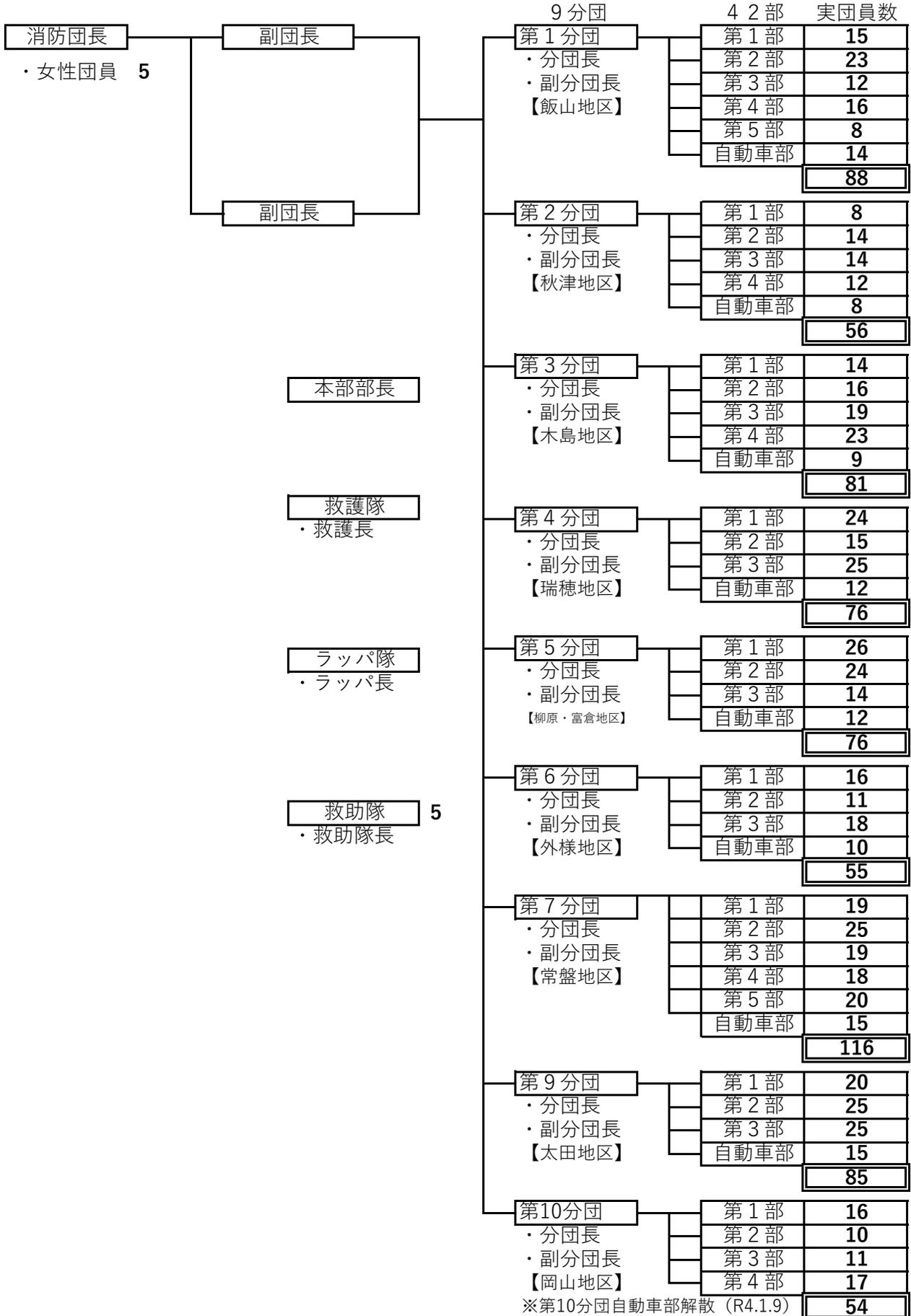
第6分団	1部	法寺、尾崎
	2部	中条
	3部	中曾根、顔戸
	自動車部	分団管内
第7分団	1部	大池、上水沢、下水沢、大塚
	2部	小泉、戸狩、戸狩新田
	3部	上野、大倉崎
	4部	柳新田、戸隠
	5部	小沼
	自動車部	分団管内
第9分団	1部	小境、柳沢、五束、堀之内
	2部	北条、五荷、瀬木、蕨野、曾根、三郷
	3部	今井、大深
	自動車部	分団管内
第10分団	1部	温井、羽広山
	2部	上境、下境
	3部	桑名川
	4部	藤沢第1、藤沢第2、西大滝

(別記様式) (第7条関係)

<p>宣 誓 書</p> <p>私は、忠実に日本国憲法及び法律を擁護し、法令、条例及び規則を遵守し、不公平及び偏見を避け、何人をもおそれず、良心に従って、忠実に消防の義務を遂行することを厳粛に誓います。</p> <p>年 月 日</p> <p>飯山市消防団 氏 名 ㊦</p>
--

飯山市消防団組織図

令和4年4月1日現在



団本部 19人 (事務局含む)
(救護隊員及びラッパ隊員は含まない)

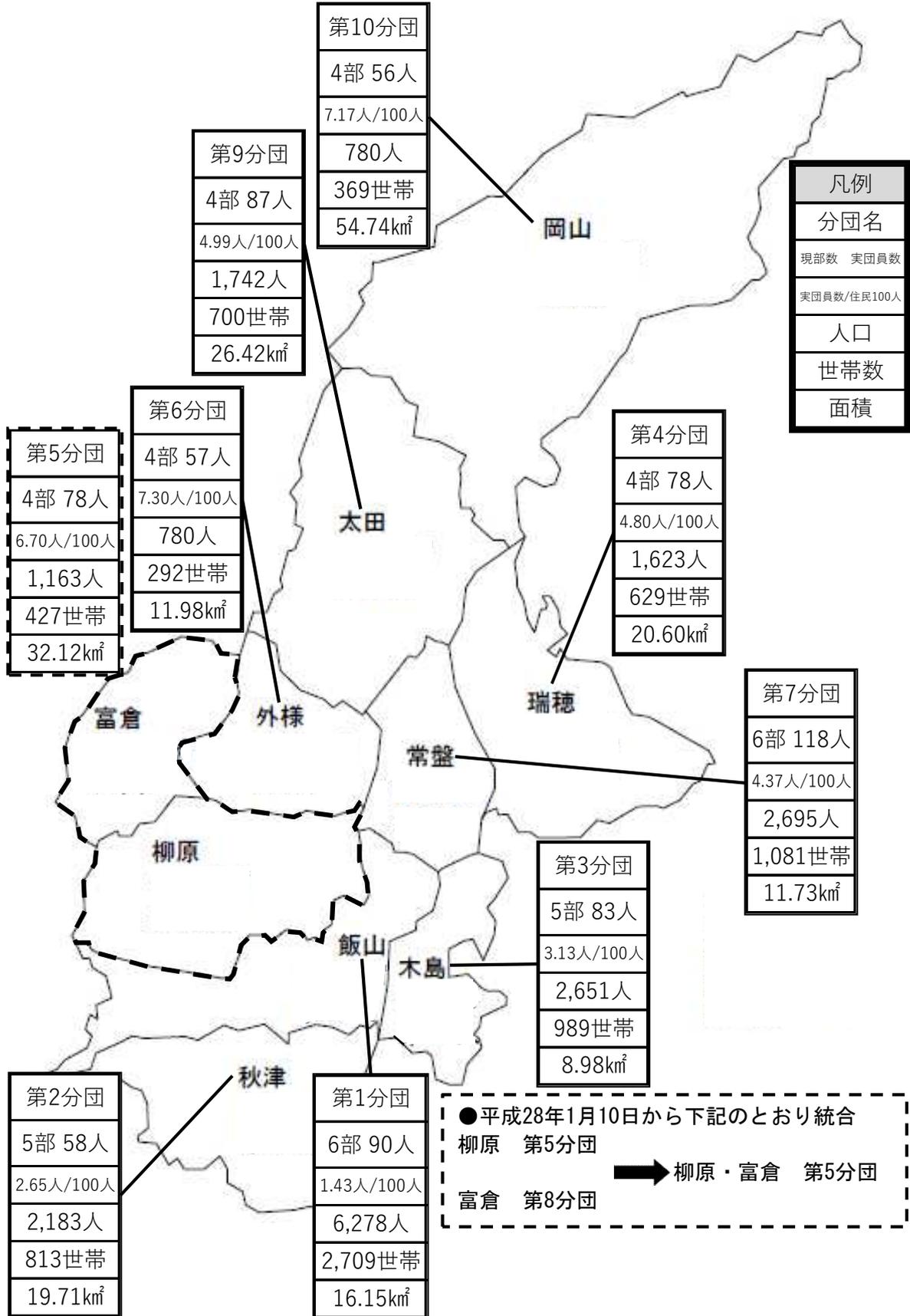
分団 705人 (実団員数)

※第10分団自動車部解散 (R4.1.9)

飯山市消防団 分団比較一覧表 《R4.4月末現在》

【分団名・現部数 実団員数・管轄人口・管轄世帯数・管轄面積】

※人口及び世帯数については住民基本台帳による



飯山市消防団分団別年齢構成表

令和4年4月1日現在

分団名 年齢	第1分団	第2分団	第3分団	第4分団	第5分団	第6分団	第7分団	第9分団	第10分団	合計
15～19	0	0	0	0	0	1	1	1	0	3
20～24	2	2	8	4	6	5	22	4	3	56
25～29	14	8	14	13	10	5	20	11	7	102
30～34	10	11	20	10	15	13	27	19	6	131
35～39	27	13	25	30	14	12	33	18	11	183
40～44	18	17	15	14	16	14	13	26	9	142
45～49	15	7	1	7	9	5	2	8	11	65
50～54	4	0	0	0	4	2	0	0	3	13
55～59	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4
60～64	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2
65～69	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2
70以上	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
合計	90	58	83	78	78	57	118	87	56	705

飯山市消防団災害（火災）出動計画

令和4年1月10日改正

発災地区	第一次出動	第二次出動
飯 山 (分道・堂平 斑尾除く)	1分団（5部除く） 2分団自動車部、3分団自動車部 5分団自動車部、7分団自動車部	4分団自動車部、6分団自動車部 9分団自動車部 1分団5部、2分団3部・4部 3分団2部・3部、5分団2部 7分団1部・4部・5部
分道 堂平 斑尾	1分団 5分団自動車部・3部	2分団自動車部、6分団自動車部 3分団自動車部、5分団1部・2部
秋 津	2分団 1分団自動車部、3分団自動車部	1分団1部・2部 3分団2部
木 島	3分団 1分団自動車部、2分団自動車部	4分団自動車部、5分団自動車部 7分団自動車部 1分団2部・3部、4分団1部
瑞 穂	4分団 7分団自動車部 北瑞、中央の場合9分団自動車部 南瑞の場合3分団自動車部	3分団自動車部、9分団自動車部 3分団4部 7分団2部・3部 9分団3部
柳 原	5分団 1分団自動車部、6分団自動車部	3分団自動車部 1分団4部、6分団2部
富 倉	5分団 6分団自動車部	1分団自動車部・4部 6分団2部
外 様	6分団 5分団自動車部、7分団自動車部 9分団自動車部	5分団1部 7分団2部 9分団1部
常 盤	7分団 1分団自動車部、4分団自動車部 6分団自動車部、9分団自動車部	3分団自動車部 1分団4部、4分団2部 6分団1部
太 田	9分団 4分団自動車部、6分団自動車部 7分団自動車部 三郷区の場合10分団1部	4分団3部 6分団3部 7分団2部（三郷区除く）
岡 山	10分団 4分団自動車部、9分団自動車部 温井区、羽広山区の場合9分団2部	7分団自動車部 温井区、羽広山区の場合9分団3部
長峰運動 公園周辺	5分団自動車部、6分団自動車部 7分団自動車部、1分団4部 5分団1部、6分団1部、7分団1部	

※ 分団長申し合わせによる出動範囲

- ・ 第1分団 … 第1部は南方面清川、第4部は北方面旧雪害試験場まで出動
- ・ 第2分団 … 第4部は北方面25m 防災道路まで出動
- ・ 第7分団 … 第1・5部は南方面有尾トンネル交差点、第2部は大深区まで出動
- ・ 第9分団 … 第3部は戸狩区まで出動

※ 瑞穂地区 [北瑞] 柏尾区・北原区
[中央] 関沢区・小菅区・針田区・笹沢区
[南瑞] 戸那子区・中組区・富田区・福島区・神戸区

消防組織法第39条第2項に基づく市町村長・消防長・消防団長における
消防相互応援および申し合わせ区域

令和4年1月10日一部改正

1 隣接市村（県内）

応援市村（分団）			受援市村（地区）	
市村名	出動分団・部		市村名	受援地区名
飯山市	3分団	1部	木島平村	中町・西町
		4部		中村・栄町
	4分団	1部		中村・小見・和栗
	10分団	3部	野沢温泉	虫生・七ヶ巻
		4部（西大滝・藤沢）	村	東大滝・明石
		4部（西大滝）	栄村	白鳥
木島平村	自動車部（本部車）・中町部		飯山市	下木島・天神堂
	自動車部（南部1号車） 中町部・西町部			山岸
	自動車部（本部車） 中村部・小見部・和栗部			戸那子・中組・富田
野沢温泉村	6分団（虫生（矢垂を除く））		飯山市	桑名川
	7分団（七ヶ巻）			（土倉・柄山を除く）
	8分団（東大滝・明石）			西大滝・藤沢
栄村	1分団（白鳥班）		飯山市	西大滝
			野沢温泉 村	明石・東大滝

2 新潟県妙高市

災害（火災）地域（妙高市）	応援分団（飯山市）
長沢 ※1	団本部・救助隊 ※ 団本部が現場確認、妙高市消防団長と協議をして 必要に応じて5分団出動 (団本部より分団長へ電話もしくは無線連絡)
斑尾（妙高市地籍） ※2	1分団・5分団自動車部・5分団3部

※1…旧 新井市 ※2…旧（合併前） 妙高市

○特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例

昭和43年10月25日条例第39号

改正 昭和44年6月24日条例第17号 昭和44年10月11日条例第23号 昭和45年3月28日条例第6号 昭和45年10月16日条例第37号
昭和46年3月29日条例第8号 昭和46年6月23日条例第28号 昭和46年10月1日条例第30号 昭和47年3月31日条例第23号
昭和47年9月30日条例第33号 昭和48年3月30日条例第4号 昭和48年9月29日条例第28号 昭和49年3月18日条例第1号
昭和49年6月28日条例第22号 昭和50年3月28日条例第14号 昭和50年3月31日条例第19号 昭和51年3月31日条例第22号
昭和51年6月25日条例第29号 昭和51年10月5日条例第34号 昭和52年3月30日条例第3号 昭和52年3月31日条例第18号
昭和52年6月30日条例第20号 昭和53年3月30日条例第2号 昭和53年3月31日条例第12号 昭和54年3月30日条例第3号
昭和54年3月31日条例第20号 昭和55年3月25日条例第3号 昭和55年6月20日条例第17号 昭和56年3月28日条例第3号
昭和56年10月12日条例第25号 昭和57年3月25日条例第3号 昭和57年6月25日条例第22号 昭和58年3月31日条例第6号
昭和58年6月30日条例第9号 昭和59年3月26日条例第5号 昭和60年3月26日条例第3号 昭和60年12月25日条例第25号
昭和61年3月19日条例第2号 昭和61年6月26日条例第13号 昭和62年3月19日条例第4号 昭和62年6月24日条例第12号
昭和63年3月25日条例第3号 昭和63年7月1日条例第8号 昭和63年9月27日条例第15号 平成元年3月25日条例第8号
平成元年6月29日条例第22号 平成2年3月27日条例第2号 平成2年12月27日条例第19号 平成3年3月25日条例第4号
平成3年9月30日条例第21号 平成3年9月30日条例第27号 平成4年3月26日条例第4号 平成4年6月22日条例第23号
平成5年3月18日条例第5号 平成5年6月25日条例第14号 平成5年9月27日条例第24号 平成6年3月17日条例第3号
平成7年3月20日条例第2号 平成7年3月20日条例第3号 平成7年6月22日条例第13号 平成8年3月22日条例第2号
平成9年6月27日条例第16号 平成10年3月24日条例第1号 平成10年6月29日条例第11号 平成10年6月29日条例第13号
平成11年6月25日条例第10号 平成11年12月24日条例第31号 平成12年3月27日条例第4号 平成12年12月22日条例第43号
平成13年6月27日条例第15号 平成13年12月26日条例第24号 平成14年3月27日条例第14号 平成16年3月23日条例第8号
平成16年10月1日条例第22号 平成17年12月21日条例第30号 平成18年6月30日条例第37号 平成18年10月24日条例第44号
平成19年3月28日条例第4号 平成20年9月29日条例第26号 平成23年9月22日条例第17号 平成25年3月25日条例第5号
平成25年12月27日条例第32号 平成26年6月27日条例第16号 平成27年3月31日条例第2号 平成27年12月28日条例第27号
平成28年3月29日条例第1号 平成28年3月29日条例第24号 平成29年9月29日条例第15号 平成30年12月28日条例第25号
令和2年9月30日条例第27号

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項の規定により、特別職の職員で非常勤の者（議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 特別職の職員の報酬は、別表に掲げるとおりとし、次の各号に掲げる区分により支給する。
ただし、議会の議員が第3号に規定する報酬の支給を受ける特別職の職員を兼ねる場合は、当該兼ねる特別職の職員として受けるべき報酬は、支給しない。

- (1) 年額によるものは、当該会計年度の末月又は市長が別に定めた月
- (2) 月額によるものは、毎月
- (3) 日額（回数によるものを含む。）によるものは、その職務執行のとき又は市長が別に定めた日

2 報酬が年額で規定されている者が、その年度の中で就職した場合はその当月分から、退職、辞職、失職若しくは解職（以下この項において「退職等」という。）又は死亡した場合には、その当月分まで月割によつて計算した額の報酬を支給する。ただし、当該退職等をした日の属する月に新たに職を異にしたときは、その当月分の新たな職に対する報酬は、支給しない。

3 前項ただし書の規定は、月額で規定されている者について準用する。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、その年度又はその月のうち全く職務に従事しない者には、その年度又はその月の報酬は、支給しない。

(費用弁償)

第3条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表に掲げるとおりとする。

3 前項に規定するもののほか、特別職の職員に支給する旅費については、常勤の特別職職員に支給する旅費の例による。

●附則及び別表中他の委員等については省略

(別表) (第2条、第3条関係)

区分	報酬	日当 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
			県内	県外	
消防団員	団長 年額 199,600円	2,200円	9,800円	10,900円	2,200円
	副団長 年額 142,000円				
	本部長 年額 133,200円				
	分団長 年額 133,200円				
	ラッパ長 年額 72,400円				
	救護長 年額 72,400円				
	副分団長 年額 51,500円				
	部長 年額 36,200円				
	班長 年額 24,800円				
	団員 年額 11,500円				
	機械係 年額 4,300円				
	救護係 年額 4,300円				
	ラッパ係 年額 4,300円				
	警鐘係 年額 4,300円				

(備考) 消防団員のうち、機械係、救護係、ラッパ係又は警鐘係に任命されている者の報酬については、これらの者の報酬の額にこれらの者以外の者の報酬の額を加えた額とする。

○飯山市消防団員の防災出動手当に関する条例

昭和40年4月1日条例第12号

改正 昭和43年10月25日条例第36号 昭和46年3月29日条例第22号 昭和48年3月30日条例第10号 昭和49年3月28日条例第14号
昭和54年3月30日条例第17号 昭和59年3月26日条例第13号 平成2年3月27日条例第11号 平成3年9月30日条例第31号
平成20年9月29日条例第26号

飯山市消防団員の防災出動手当に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項の規定により、災害等における防災のため出動した消防団員に対し、その費用弁償として防災出動手当を支給することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害等 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（小規模な火災を含む。）及び市長が定める原因によつて生ずる被害をいう。
- (2) 防災 災害等を未然に防止し、災害等が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害等の復旧を図り、並びに警察その他市長が定める機関に協力することをいう。
- (3) 出動 防災に従事（以下「防災活動」という。）するため、市長又は消防団長の命令により定められた現場に現に到着することをいう。ただし、防災活動の準備のための待機は、出動とみなさない。

(防災出動手当の支給)

第3条 消防団員が防災活動のため出動した場合は、防災出動手当を支給する。ただし、市長が定める消防団の恒例の行事については、この限りでない。

(防災出動手当の額)

第4条 防災出動手当の額は、出動1件につき1,500円を超えない範囲内で市長が定める。ただし、出動1件につき次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 同一原因によつて生じた災害等が、地域的に広範囲にわたり、当該防災活動が数件に及ぶ結果、数件として算定することが著しく不相当と認められるものは、その同一原因によつて生じた災害等を1件とする。
- (2) 前号の場合において、当該防災活動が2日以上にわたるときは、1日を1件とする。
- (3) 警鐘係に任命されている者の場合は、当該防災活動が終了するまでの関連する同一事件を1件とする。

(防災出動手当の支給日)

第5条 防災出動手当の支給日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、当該各号に定める日後において支給することができる。

(1) 前期(4月から9月までの分) 10月15日から10月31日までの日

(2) 後期(10月から翌年3月までの分) 4月15日から4月30日までの日

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則(昭和43年10月25日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和43年10月1日から適用する。

附 則(昭和46年3月29日条例第22号)

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和48年3月30日条例第10号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年3月28日条例第14号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年3月30日条例第17号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年3月26日条例第13号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(平成2年3月27日条例第11号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成3年9月30日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の飯山市消防団員の防災出動手当に関する条例の規定は、平成3年4月1日から適用する。

附 則(平成20年9月29日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

○飯山市消防団員の防災出動手当に関する条例施行規則

昭和40年4月15日規則第11号

改正 昭和43年3月1日規則第8号 昭和43年10月25日規則第31号 昭和46年3月30日規則第17号 昭和48年3月31日規則第3号
昭和49年3月28日規則第9号 昭和54年3月30日規則第3号 昭和59年3月26日規則第5号 平成2年3月27日規則第8号
平成3年9月30日規則第19号 平成4年3月26日規則第4号 平成5年3月31日規則第10号 平成6年3月28日規則第9号
平成8年3月29日規則第6号 平成9年3月21日規則第15号

飯山市消防団員の防災出動手当に関する条例施行規則

(災害等の原因)

第1条 飯山市消防団員の防災出動手当に関する条例（昭和40年飯山市条例第12号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する原因は、人の遭難又は死傷を伴う事故とする。

(協力する機関)

第2条 条例第2条第2号に規定する機関は、国及び他の地方公共団体又はこれらの行政機関並びに公共的団体等とする。

(恒例の行事)

第3条 条例第3条ただし書に規定する恒例の行事は、火災予防期間中の消防自動車による防火巡回宣伝とする。

(防災出動手当の額)

第4条 条例第4条に規定する防災出動手当（この条において「災害等の防災出動手当」という。）の額は、1,500円とする。ただし、恒例による検閲式、防災訓練、幹部訓練、ポンプ操法訓練及び歳末警戒のための防災出動手当の額は、災害等の防災出動手当の額の3分の2の額を超えない範囲内で別に定める。この場合において、算出した額に100円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

(出動報告)

第5条 消防団員が防災活動のため出動した場合は、当該防災活動が終了するまでに、あらかじめ定められた機関を経て消防団長にその旨を報告しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

附 則（昭和43年3月1日規則第8号）

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和43年10月25日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和43年10月1日から適用する。

附 則（昭和46年3月30日規則第17号）

この規則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年3月31日規則第3号）

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年3月28日規則第9号）

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月30日規則第3号）

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月26日規則第5号）

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月27日規則第8号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年9月30日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の飯山市消防団員の防災出動手当に関する条例施行規則の規定は、平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成4年3月26日規則第4号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月31日規則第10号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月28日規則第9号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月29日規則第6号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月21日規則第15号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。